

平成28年4月1日

池友会健康保険組合
理事長職務執行者
社会医療法人財団池友会
理事長 蒲池 眞澄



平均標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による、当組合に移行した事業所の平成27年9月30日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び平成28年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

1. 平成27年9月30日現在の平均報酬月額 328,901円
2. 平成28年度における平均標準報酬月額（等級） 320,000円（23等級）
3. 適用時期 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

<注意>上記2.の平均標準月額は、任意継続被保険者の平成28年度における上限額として適用されるものです

以上